芸西村小規模事業者等物価高騰緊急対策給付金給付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、原油価格及び物価の高騰の影響を受ける村内事業者に対して芸西村小規模事業者等物価高騰緊急対策給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、その影響を緩和し、継続的な事業活動の支援を目的とし、給付金の給付について必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第２条　給付金の対象となる事業者は（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

1. 令和４年12月１日時点において事業所等が村内にある法人（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者である法人をいう。）又は個人事業者であること。ただし事業所等を有しない形態で村内で事業を営んでいる個人事業者の場合は、住民票の住所が村内にあること。
2. 令和４年１月から同年12月までのいずれかの月の燃料費（ガソリン、軽油、灯油等。）、電気料金又はガス料金（以下、「経費」という。）が、令和３年同月の同経費と比較して10パーセント以上増加していること。
3. 給付金を、事業活動の継続及び経営の安定化を図るために活用し、給付を申請する日以降も村内で事業を継続する意思があること。
4. 村税の滞納がないこと。

（給付の対象とならない者）

第３条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付の対象としない。

1. 農業及び漁業を営む個人及び法人
2. 高知県又は村が行う物価高騰対策を目的とする社会福祉施設及び医療施設等を対象とした給付金事業等に該当する事業者
3. 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第５項に規定する公共法人
4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者
5. 政治団体
6. 宗教上の組織又は団体
7. 芸西村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年芸西村規則第15条）第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者に該当する者
8. 前各号に掲げるもののほか、給付金の目的に照らして適当でないと村長が判断する事業者

（給付金の額等）

第４条　給付金の給付額は、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

1. 法人　10万円
2. 個人事業者　５万円

２　給付金の給付は、同一の給付対象者に対して一度限りとする。

（給付申請及び申請期間）

第５条　給付金の給付を受けようとする給付対象者は、別記様式第１号による給付金給付申請書兼請求書に必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

２　村税の滞納がない又は納付義務がないことを確認するための書類として別記様式第２号による誓約書及び同意書を前項の規定による給付金給付申請時に村長に提出すること。

３　給付金の申請期間は令和５年２月28日までとする。

（給付金の給付決定及び給付）

第６条　村長は、前条の規定による給付金の給付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、給付金の給付を決定し、給付金給付申請書兼請求書に記載された金融機関の口座への振込みをもって給付の通知に代えるものとする。

（給付金の給付の決定の取消し及び返還）

第７条　村長は、前条の規定による給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときは、給付金の給付の決定を取り消し、又は既に給付した給付金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

1. 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
2. 芸西村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者に該当すると認められるとき。
3. 前２号に揚げるもののほか、村長が特別の理由があると認めたとき。

（書類の整理）

第８条　給付決定者は当該給付金に係る書類及び会計帳簿等の書類を、給付金の給付の決定に係る会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（調査等）

第９条　村長は、給付事業の適正な執行を確保するために、給付決定者に対し、必要な調査を行うことができる。

（情報の開示）

第10条　給付金の給付又は給付決定者に関して、芸西村情報公開条例（平成15年芸西村条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年12月15日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和５年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき給付された給付金について、第７条、第８条、第９条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。